

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	消費・安全局動物衛生課
部署の業務内容	口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止をするための家畜防疫に関する業務び動物検疫所における輸出入検疫に関する業務。 具体的には、高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応を定めた特定家畜伝染病防疫指針の策定や発生した際の防疫措置の調整・指導等の業務を実施。

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	施策の実施に当たっては、リスクコミュニケーションを積極的に実施するなどあらゆる機会を捉え、その科学的根拠を含め、関係者への周知や説明を実施。 また、報道機関に対しては、科学的根拠等について個別に説明を実施。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	農林水産省の公益通報ガイドラインに準拠して対応することとしている。なお、苦情等については、当課の担当でないものも含め、発信者に対し、責任を持つて的確に回答を行うこととしている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	昨年10月より、毎月1回のペースで動物衛生ニュースを発刊。当課の日頃の業務取組みや、海外の家畜衛生情報等について掲載し、自発的な外部への情報発信に取り組んでいる。 この取組については新聞の記事として取り上げられるなど、好評を得ている。 また、本年1月のOIEコード改正案へのコメント提出に当たっては、消費者、学識経験者等との意見交換会を実施し、我が国のコメント提出案についてその意義、根拠等を説明した後、意見交換を行った。 この意見交換会においては、政策の外部説明だけでなく、意見交換をすることで政策への理解度を深めてもらった。 また、提出された意見をコメント案に反映することで国民視点の政策に近づけることができた。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
	業の振興	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	消費・安全局は、リスク管理を業の振興から独立させて設置したものであり、その基本的理念に基づき、消費者の食の安全のために日々業務を行っているところ。
		部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	

	業と消費者の利益	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	
項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	家畜衛生業務においては人獣共通感染症を含む家畜の伝染病の発生及びまん延の防止を目的としており、食の安全に関する業務を推進している。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	BSE発生後、消費・安全局が設置され、その基本理念として、食の安全のため、リスクアナリシスの考え方に基づき、科学的知見によるリスク管理措置を実施するよう、業務の進め方を見直した。 当課は規制法を所管しており、特定の産業の振興に関わっておらず、消費・安全局の設置理念を実践し業務を行っている。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	人獣共通感染症による国民への健康への悪影響発生を防止するため、鳥インフルエンザのまん延するアジア地域への支援、動物・畜産物の輸入検疫の適切な実施による国外からの我が国への侵入防止、国内における飼養衛生管理水準の向上を図るなど、我が国での疾病の発生を未然に防止する取組を実施している。
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	さらに、リスクアセスメントの考え方により、食品安全委員会による科学に基づいたリスク評価及び食料・農業・農村政策審議会における専門家による審議を踏まえ、科学的知見に基づき、施策を実施している。
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	フードチェーンの川下における措置を実施している厚生労働省と情報共有を図るとともに、危害の発生時には厚生労働省と緊密に連携し、家畜・畜産物等の移動を緊急に停止するなど措置をとっている。
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	○	食品安全基本法や家畜伝染病予防法、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく基本計画において、農林水産大臣と厚生労働大臣、他関係省庁との連携を図るよう規定されており、食品衛生を所管する厚生労働省・リスク評価機関である食品安全委員会等と密接に意見交換、情報共有を実施し、業務を行っている。
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	

		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	×	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			